等不動産の時価開示は有用か 使用権資産の形で保有する賃貸

A S B J

準委員会を開催した。 委員会は第491回企業会計基 去る11月21日、企業会計基準

主な審議事項は次のとおり。

リース会計基準の改正

照)で審議された論点について、 審議が行われた。 1662)情報ダイジェスト参 員会(2022年12月1日号(№ 第123回リース会計専門委

表示・注記 (貸手の注記事項

リース債権・リース投資資

リース投資資産の合算での注記 が低い場合は、リース債権と リース債権の期末残高の重要性 産の構成要素の注記について、 見が聞かれた。 れ、委員からはおおむね賛成意 を容認する等の再提案が示さ

る項目ごとに次の3つに分類す 考慮し、それぞれ性質の類似す る案が示された。 て、財務諸表利用者の利便性を また、注記事項の構成につい

1 足情報 区分表示の定めに対する補

> 2 情報(変動リース料等) リース特有の取引に関する

スの金額を理解するための情 当期および翌期以降のリー

かれなかった。 委員からは、 特段の異論は聞

(2) 基準の改正 リース基準改正に伴う他の

等の開示に関する会計基準」等 示された。 の改正について、主に次の案が 基準20号「賃貸等不動産の時価 専門委員会と同様、企業会計

使用権資産の時価の注記を求 る不動産を賃貸等不動産の定 手が使用権資産の形で保有す ゲインの獲得を目的として借 義に含め、その定義を満たす 賃貸収益またはキャピタル・

(ii)資産を区分して注記する。 について、所有資産と使用権 および期中における主な変動 賃貸等不動産のBS計上額

> が多く聞かれた。 性があるか疑問」など反対意見 金性がなく、時価開示する有用

委員からは「使用権資産は換

金融資産の減損

(1) 照)に引き続き、専門委員会と する論点につき議論された。 同様に、ステップ3以降で検討 1662)情報ダイジェスト参 会(2022年12月1日号(No 第190回金融商品専門委員 ステップ3以降の検討

損の一般的なアプローチが適用 とされる金融商品を、ステップ3 において検討する案が示された。 され、日本基準では次の取扱い

1 場合に減損処理を行う金融資 の他有価証券に分類される債 産(満期保有目的の債券、そ 著しい時価の下落が生じた

2 金融商品(金融保証契約等) 債務保証引当金を計上する

3 ド、ローンコミットメント契 品(取消不能のクレジットカー 明示的な定めがない金融商

慎重に検討を」との意見が聞か は、 委員からは、「債券について 市場への影響が大きいので

> れた。 (2)

聞かれた。

IFRS9号「金融商品」で減 会

貸金決済法上の「電子決済手段」

金融商品契約の発行者側の

に議論すべき」といった意見が などの実務負担が大きく、慎重 処理については、システム変更 デルの適用には賛成だが、会計 を取り入れる案が示された。 損失を見積る等、IFRS9号 委員からは「予想信用損失モ 金融保証契約では、予想信用

第151回実務対応専門委員

済手段 照)に引き続き、第3号電子決

取扱い

第3号電子決済手段は第1号電

専門委員会と同様、事務局は、

子決済手段と同様の性質を持つ

の意見が聞かれた。 もあり、その検討もすべき」と 券発行信託を使っているケース 委員からは「実務では受益証

などの案を示した。

識の中止の時点は受渡日とする として、保有者の認識および認

(2022年12月1日号 (No.

会 計

の会計処理等、検討―ASBJ、実務対応専門委 第2号電子決済手段の発行・保有

門委員会を開催した。 委員会は第152回実務対応専 去る11月22日、企業会計基準

取扱いについて審議された。 の発行・保有等に係る会計上 金決済法上の「電子決済手段 ジェスト参照)に引き続き、資 1日号 (№1662) 情報ダイ 第151回 (2022年12月

弗2号電子決済手段に関する

建資産(法定通貨と連動した価 第2号電子決済手段は、通貨

> 段と相互に交換することができ 相手方として第1号電子決済手 行価格と同額での償還が約され 格で発行され、その保有者に発 所要の規制が設けられている。 の発行者に利用者保護のために る財産的価値である。また、そ ている)であり、不特定の者を

第1号電子決済手段と同じ取扱 いとすることを提案した。 旨に鑑み、第2号電子決済手段 関する会計処理については、 事務局は、このような制度趣

1662)情報ダイジェスト参

われた。

計上の取扱いについて審議が行

(特定信託受益権)の会

る制限について特段の定めはな があり、事務局は「交換に関す れることはないのか」との質問 決済手段との相互交換が制約さ て提案している」と回答した。 の経済的機能を持つ点に着目し 第1号電子決済手段と同等

づけの検討 『子決済手段の会計上の位置

②第2号電子決済手段は、前記 として取り扱うことを提案し から、いずれも同一の資産項目 同等の経済的機能を持つこと等 のとおり第1号電子決済手段と とするほどの違いはないこと、 いを定めるうえで異なる取扱い れる経済的便益は会計上の取扱 第1号電子決済手段と第3号電 産としての取扱いについて、① 子決済手段は、それらから得ら 事務局は、電子決済手段の資

うことを提案した。 から、金融資産に含めて取り扱 産の範囲に含まれていること等 資産であり、現行の金融商品会 手段は現金に近い性格を有する 産該当性については、電子決済 計基準上、現金も預金も金融資 また、電子決済手段の金融資

決済手段が登場した場合に、そ 専門委員からの「新たな電子

> 明次第、共有する」と回答した。 は「金融庁に問い合わせ中。 あるのか」との質問に、事務局 できない。判別に法的な担保が るのか判別がつかないと処理が れがどの電子決済手段に該当す

専門委員から、「第1号電子

その他の論点

がなされた。 事務局より、次のような提案

電子決済手段が外国通貨で表 建会計処理基準ではなく、 考えられるが、この点を外貨 は、外国通貨と同様となると いる場合の決算時の会計処理 で償還されることが約されて 示される場合または外国通貨 実務対応報告で定める 本

電子決済手段はキャッシュ・ 務対応報告で定める ロー作成基準ではなく、本実 が、この点をキャッシュ・フ 範囲に含まれると考えられる フロー計算書における現金の

- 電子決済手段は、貸借対照表 表示する 上、「現金及び預金」に含めて
- 電子決済手段に係る注記は、 金融商品会計基準等の定めに

意が示された。 専門委員からは、 おおむね賛



それは「強制力」の有無にありま の違いはどこにあるのでしょうか。 すために守り従わなければならな 律」も、「人々が正しい行為をな ていました(デジタル大辞泉)。「法 ばならない規範の総体」と書かれ い行為をなすために、守り従わね い規範」です。「法律」と「道徳. 人々が、善悪をわきまえて正し 国語辞典で「道徳」を引くと、

りません。 て、ただちに強制されることはあ るいは「約束を破った」からといっ す。 しかし、「うそをついた」 あ 束を守ること」の大切さを学びま 間では「うそをつかないこと」、「約 たとえば、小学校の道徳の時

法律を制定する意味がなくなって は守られず、社会の秩序が崩れ、 法律に強制力がなければ、権利 しては、強制することができます。 しまうからです。 他方、法律に違反した人に対

58)。これらの法律違反があれば、 強制力が働きます。 貸金返還債務を負います(民法 借りたお金を返さないことは、法 詐欺罪に該当します (刑法24①)。 法律に違反する「うそ」であり、 律に違反する「約束違反」であり、 たとえば、「振り込め詐欺」は

> にして法律の強制力が発揮される それでは、具体的に、どのよう

裁判で実刑判決を受ければ、強制 逮捕・勾留され、強制的に身体を 逃亡や証拠隠滅を防止するために があった場合は、イメージしやす のでしょうか。 拘束されることがあります。 的に刑務所に送られます。 いと思います。犯罪の容疑者は 刑法の犯罪に該当する法律違反

れません。 強制は、イメージしにくいかもし

金銭を支払わせる権利を強制的 に実現させるプロセスは、 次のと 貸金、養育費、損害賠償など、

おりです。 1 強制執行ができる資格

る勤務先、口座がある銀行 握する(給与が払われてい の支店名など)。 務名義)を得る。 相手の具体的な資産を把

し押えてもらう。 裁判所に給与や預金を差

金を回収する。

勤務先や銀行から直接お

す。具体的には、裁判を起こし (債務名義) を得る必要がありま まず、①強制執行ができる資格

敬裕

民事上の法律違反があった場合の 害賠償金が払われない」といった さない」、「養育費を払わない」、「損 これに対し、「貸したお金を返 の有無・内容を確認します。 裁判所が相手を呼び出して財産 があり、この手続を申し立てると、 らなければ、強制的な回収ができ を調べる必要があり調査の手段と ません。その場合は、②相手の も、相手の具体的な資産がわか 証書を作成することが必要となり て勝訴の判決を得ることや、公正 しては、裁判所の「財産開示手続」 勤務先や口座のある銀行・支店名 勝訴判決や公正証書があって

ます。「差押え」とは、裁判所が 与や銀行口座を差し押えてもらい いう命令を出すことをいいます。 主など)に払ってはならない」と 判所に申立てをして、勤務先の給 勤務先や銀行に対して「債務者(借 相手の資産がわかれば、③裁

先や銀行から直接送金してもらう ことができます。 差押えに成功すれば、④勤務

致し方ないのかもしれません。 押さえられても困りますから、 重なプロセスが必要となることは 実現することは簡単ではありませ ん。国家から簡単に資産が差し このように、法律の強制力を

会

計

単 体 ASBJ、リース会計専門委 財 務 諸 表 に お け る 注 検

専門委員会を開催した。 委員会は第124回リース会計 去る11月22日、 主な審議事項は次のとおり。 企業会計基準

宗および注記 (単体財務諸

表における注記の取扱い

(2022年7月1日号 第 1 1 6 回 専門 . 委員 No. 会

会(2022年7月10日号 1649)情報ダイジェスト参 1648)情報ダイジェスト参 での検討を踏まえ、単体財 および第481回親委員 No.

いて、 た。 務諸表における表示・注記につ 次のような提案が示され た。

1

定量的な情報を含む

ヮ

1

ス特有の取引に関する情報」、

2 行われている金額については 会計基準適用前に会計処理が 経過措置として、 原価に含めてリース期間にわ 及適用し、使用権資産の取得 額については、 たり減価償却を行う。ただし、 しない。ただし、明確化は行う。 託保証金に関する定めは変更 リースの借手に係る次の金 原則として遡 改正リース

については、

連結財務諸表を

作成している場合、単体財務 諸表において注記を要しない

の金額を理解するための情報

「当期および翌期以降のリース

2

「会計方針の注記」 について

は

連結財務諸表を作成して

あった。

適用指針に移す」との回答が

の質問に対し、事務局から「リー 範囲が広くなり過ぎないか」

スの契約に関するものをリース

いる場合、

単体財務諸表にお

いて連結における記載を参照

改正リース会計基準適用前の

いても注記を求める。 することができる。

3

特段 の異論

は聞かれなかった。 金融商品実務指針の改正 専門委員からは、

について審議された。 会計に関する実務指針」 制度委員会報告14号「金融商品 日本公認会計士協会公表の会計 次のような事務局案が示され リース会計基準の改正に伴う の改正

IJ スの貸手に係る預り預

な会計処理の規定をすべてリー

専門委員の

「④では、

具体的

ス適用指針に記載してしまうと

ع

足情報」は単体財務諸表にお 「区分表示の定めに対する補

建設協力金の時価と支払額の 方法も認める。 用権資産に含めて処理する の長期前払家賃の帳簿価額 改正リース会計基準適用前 指針における長期前払家賃) 差額(現行の金融商品実務 ま 適用初年度の期首の使 た、 経過措置として、

の会計処理に加えて、将来返 計処理に関する定めは、 還される建設協力金と同様の 還される敷金について、現行 会計処理も認める。 リースの借手に係る将来返 建設協力金および敷金の会 金融

経理用語の豆知識

4

商品実務指針から削除し、リー

ス適用指針に含める。

3

職業的専門家としての懐疑心

める。

建設協力金および敷金の

将来返還されない額

会計処理を継続することを認

V 金融商品の時価等に関する事項については、以下につ いて注記する。ただし、重要性が乏しいものについては注 記を省略することができる。①原則として、金融商品に関 する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対 照表日における時価およびその差額。ただし、現金および 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの については、注記を省略することができる。なお、金融商品 の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて 算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する 費用は含めないものとする。②市場価格のない株式等に ついては、時価を注記しないこととする。この場合、当該金

金融商品に関する注記

融商品の概要および貸借対照表計上額を注記する。 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項に ついては、時価をもって貸借対照表価額とする金融資産お よび金融負債や、時価のレベルごとに定められた事項を 注記する。

監査人は、経営者、取締役および監査役等の信頼性お よび誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、 不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留 意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなけ ればならない。職業的懐疑心は、入手した情報と監査証拠 が、不正による重要な虚偽表示が存在する可能性を示唆 していないかどうかについて継続的に疑問をもつことを必 要としている。これには、監査証拠として利用する情報の 信頼性の検討、およびこれに関連する情報の作成と管理 に関する統制活動において識別された内部統制があれば その検討が含まれる。

監査人が過去の経験に基づいて経営者、取締役および 監査役等は信頼がおけるまたは誠実であると認識してい たとしても、状況が変化している可能性があることから、不 正による重要な虚偽表示リスクを検討する場合には、経営 者の説明を批判的に検討するなど、監査人の職業的懐疑

心の発揮が重要である。

の100問に公主。公左された奴珊則係手両注担竿

この「ひつ間に公衣・公布された程珪関係重要法院等				
日 付	法 規 等	出所	備考	掲載号
2022年11月11日	「法人税基本通達等の一部 改正について」(法令解釈通 達)の趣旨説明	国税庁	グループ通算制度の投資簿価修正制度における時価純資産価額の計算が困難な場合や資産調整勘定対応金額等の計算などに関して、具体的な取扱いや計算対象等について解説されたもの。この他に、租税回避防止のための子会社株式簿価減額特例の取扱いなども解説されている。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/220624/index.htm	
2022年11月16日	工場システムにおけるサイ バー・フィジカル・セキュ リティ対策ガイドライン Ver1.0	経産省	サイバー攻撃による工場の被害が国内外で生じている現状を踏まえ、工場のセキュリティ対策を企画・実行していく際に参照すべき考え方やステップを示すもの。経営企画や監査部門も読者として想定されている。 https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221116004/20221116004.html	_

40年ぶ る日銀の次の りの物

価上

|昇率で迫られ

の上昇だった。 およびエネルギーを除く総合指 7%の上昇となった。生鮮食料 ((コアコア指数) は同2・5% [を除いた総合指数(コア指 は同3・6%、 生鮮食料品

合指数でみると前年同月比3・ 10月の消費者物価上昇率は、

総務省が11月18日に発表した

総

価上昇傾向はさらに続く見込み ぼ一直線の上昇傾向であり、物 なかった物価上昇だ。年初来ほ では40年ぶりの高水準で、近年 は生鮮食料品を除いた総合指数 ことがみて取れる。この伸び率 にとどまらず全体に及んでいる 物価の上昇が、エネルギー価格 6%の上昇となっており、国内 前月比では、約0・5~0 月中旬には、NYダウ平均は 意識して動き始めている。 米市場は、今年末の株価水準を

世界の株式市場をリードする

11

針を継続する」と日銀が公式に 能性はまずない」と述べた水準 える欧米のようなことになる可 年12月の記者会見で「2%を超 コア指数は、黒田日銀総裁が昨 今回3・6%の上昇となった マネタリーベースの拡大方 「安定的に2%を超えるま

である

3万4、000ドルに近づき、

発表している物価の基準でもあ 望リポート)」でも今年末にか る。 来年度半ばにかけて1%台半ば けて約3%まで上昇し、その後 に低下するというシナリオだっ れた「経済・物価情勢の展望(展 たが、こちらも危うい。 この水準はすでに超えてい 直近では今年10月に公表さ

うな手段があり得るだろうか。 姿勢を緩めるとすれば、どのよ 2%達成を理由に日銀が緩和

を拡大させるのが筋となる。 なっている10年物の許容変動幅 させるか、現在上下0・25%と 利の年限をより短いほうにシフト ブ・コントロールで、 導するのが日銀のイールドカ 直接市場金利に与える影響を

日銀に何らかの対応が迫られて も考えられる。いずれにせよ ガイダンスの文言を変える手段 を超えるまで」等、フォワード か、コア指数が「安定的に2% REITの資産買入れの縮小

日米株価の連動性は変化するか? いるのは確かだ。

9月末につけた今年の安値を約 度理事会(FRB)の首脳がイ 折状態に陥った。株式市場の根 ンフレ沈静は容易でないと発言 17%上回った。 しただけで、株価はたちまち屈 しかし、その後米連邦準備制

強い弱気心理がうかがえる。

た

されてきた感がある。

だ、株価は横ばいの水準にとど 変動 狙っていると考えられる。 まっており、これは米市場が株 という認識がある国では、 メンタルズが米市場に劣らない い。その結果、企業のファンダ 市場より小幅にならざるを得な 随するため、株価の変動幅は米 パフォーマンスの改善、 価底固めを行い、年末の株価 他国の株式市場は米市場に追 連動に対する不満が醸成 向上を

抑えたいなら、ETFおよびI 本来であれば、短期金利をマイナ 10年物金利を0%付近に誘 10年物金 がかかり、円相場の方向感にも 潔に表現するのは難しいが、全 ジネスの比重が高い業界は当然 リットの実績が判明した。 場変動の企業収益への影響がど 下し、結果として円安に歯止め ンフレ若干沈静の予想だけで低 なり、事前の予想を上回った。 産業では2ケタの増収・増益と ながら、円安が業績向上に寄与 変化が生じている。今後、 している。 ただ、11月半ばに米金利はイ 非製造業を問わず、海外ビ 企業収益の実績を簡

る。11月下旬には、米株価が下 現在、PERなどの投資尺度を が上昇していない日本市場は 年末高に挑戦していくものと考 るというケースがみられた。 がった直後に日本株価は上昇す みても割安といえるようであ うなるか、懸念されている。 えられるが、その間隙を突くよ これから米株価は底固めから それでも、米市場に比べ株価

算の発表時期であり、 世界同時株高の時期、 のとき、日本市場は9月中間決 は9%の上昇にとどまった。こ か。NYダウが約17%上昇した その代表が日本市場ではない 日経平均 円安メ

期待する見方もある。 うに日本株価が上向く可能性を